

令和8年度 大津市立石山学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、石山中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、石山中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1 いじめ問題に関する基本的な考え方……………2
(1) いじめの未然防止
(2) いじめの早期発見
(3) いじめへの対応
2 「いじめ対策委員会」の設置……………7
(1) 役割
(2) 構成員
(3) 関係する校内委員会等との連携
(4) いじめ事案対応フロー図
3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項……………8
(1) 基本方針、年間計画の見直し
(2) 基本方針、年間計画の公開・説明
4 いじめ防止等に向けた年間計画……………9

Ⅰ いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象とした「いじめの未然防止」の観点が必要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できる態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係のもと、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切に、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	◇ 生徒会執行部によるあいさつ運動（月2回） ◇ 「いじめ防止 CM」の取り組みの充実
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	◇ 「いじめ防止」「命」に関する啓発ポスター作成・掲示（1年生） ◇ 「いじめ防止」啓発標語・人権を考える標語の作成（全学年） ◇ 「いじめ防止行動宣言」の作成・掲示（全学年）

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	◇道徳の授業や、SCによる心理授業（全学年）等を通して、いじめを含めた人間関係のトラブル時の解決策を考えるとともにコミュニケーション能力を育む。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	◇「インターネット（SNS）等によるいじめ防止対策授業」の実施（全学年） ◇外部講師による情報モラル講演会の実施（全学年） ◇入学式や生徒指導通信等による保護者への見守りの依頼。
38	相談することの大切さに関する啓発	◇「いつでもどこでも教育相談」を教職員のスローガンとし、全生徒に全教員が関わりをもつ意識を浸透するように努める。 ◇各学期に1回ずつ教育相談を実施。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	◇道徳や総合学習、勤労・福祉体験や宿泊体験活動等を通じ、豊かな心を育めるよう推進 ◇いじめ防止啓発月間にいじめ防止に関連した道徳教育（6月 10月）の実施
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	◇福祉体験学習を全学年で実施し、思いやりの心を育てるとともに、人権意識を高める。 ◇各学年に応じた人権教育の推進
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	◇代議員会を開き、学級の良さや課題を議論し、よりよい集団づくりについて考える場の設定 ◇代議員等による学年集会の企画・運営 ◇学び合い学習を生かした授業づくりによる相互の意見交流の活性化と相互理解
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	◇学区内保育園及び幼稚園、小学校との児童・生徒間交流 ◇石山フェスタの取り組みでの縦割り活動 ◇石山フェスタスポーツの部、合唱練習、卒業式歌等での縦割り活動

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	◇入学式、学校通信、地域、関係機関等との会合で周知 ◇職員会議で提案し、全教職員に周知
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等による学校への相談の呼びかけ	◇学校通信、地域、関係機関等との会合で呼びかけ ◇地域、関係機関との情報交換を必要に応じて実施し、定期的な連絡協議会の開催
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	◇「いじめ防止対策の充実に向けて」校内研修を実施

46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	◇「いじめ問題への対応について」校内で共通理解 ◇いじめ対策委員会を週1回開催し、生徒の情報交換と共通理解をはかる
----	---	--

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高める必要があります。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	【重点・学期に1回以上は必ず実施を】いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	◇「いじめに関するアンケート」を年度内に1回以上実施 ◇「教育相談アンケート」を各学期に1回実施
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	◇各学期に教育相談期間を設け、生徒の心情理解に努める。 ◇教育相談アンケートを定期的の実施し、情報の収集を図り、不安感の解消に努める。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	◇登下校時の正門、玄関等での見守り活動で生徒の様子を把握し、各学年で随時情報共有をする。 ◇朝、昼、休み時間のフロアの見守り活動の実施（必要に応じて授業中においても教室やフロアでの様子を見守り）を通じて、生徒とのコミュニケーションを積極的に図り、生徒の言動や表情を注意深く観察し、早期発見、早期対応につなげる。

50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	◇日常的な家庭訪問や電話連絡を行い、保護者との細やかな連携を通じて情報交換をし、いじめの早期発見、早期対応を図り、その後の様子を見守る。 ◇学校通信、生徒指導通信、学年通信、学級通信等の各種通信を随時発行。家庭への情報発信と啓発につなげる。
----	----------------------	---

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	【重点】子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	◇定例いじめ対策委員会の開催（週1回） ◇事案発生時には情報収集・整理・指導・見守りについて協議する。 ◇朝の打ち合わせや職員会議等において、各事案の指導経過等について教職員全員が情報共有し、再発防止に努める。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	◇事案発生時には、早期に「いじめ対策委員会」を持ち、情報共有と今後の対応の方向性を確認し、速報を送る。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	◇定例いじめ対策委員会（週1回）にて学校全体で情報共有を図る。 ◇校園連絡会の毎月開催により、情報共有や生徒指導面における意思疎通を図る。 ◇小中連絡会（必要に応じて中高連絡会）や学校訪問、電話連絡などを通じた積極的な情報共有を図り、早期発見、早期対応につなげる。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行

為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	【重点】 「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	◇いじめと思われる状況や情報を発見、把握した者は、その場で適切な初期対応を行った上で、速やかに子ども支援コーディネーター等に情報を伝達し、担当教員は速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。 ◇必要に応じて、専門職（SC、SSW等）や関係機関と連携を図りながら対応する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	◇生徒への聞き取りは丁寧に行い、正確な情報を集める。 （いつ、誰が、どこで、何を、どうした等） ◇事案の指導後の被害生徒の心情を理解し、安心した学校生活を過ごせるよう、また加害生徒の関わり方も並行して継続した見守りを行う。また保護者との連携も図る。
56	インターネット上のいじめへの対応	◇被害生徒や加害生徒から状況を収集、対応するが、必要に応じて関係機関にも相談し対応を進める。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	◇重大ないじめ事案が発生した場合は、いじめ対策委員会を中心に教育委員会や専門職（SC、SSW等）の助言を受けながら対応を図る。 また、該当学年や学級、あるいは全校生徒を対象に聞き取り調査を行い、事実関係を明確にする調査を実施する。 ◇調査結果について、事実関係等必要な情報については、被害生徒や保護者に適切に提供する。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	◇情報の書かれた全ての書類等は、子ども支援コーディネーターが集約し、職員室内に設置された専用ロッカーに5年間保存する。
59	いじめ事案が発生した際の保護者との連携	◇情報提供については、基本的に保護者と直接面談する形で行う。 また、学校については複数で対応し、必要な情報を確実に伝えるとともに保護者の心情に寄り添い、保護者からの相談等を聞き取る。 ◇いじめ事案の事象が見られなくなった場合も、保護者と定期的にその後の生徒の様子を情報交換し、再発防止と生徒と保護者の安心感につなげる。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童（生徒）や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童（生徒）の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童（生徒）等への事実関係の聴取、児童（生徒）に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

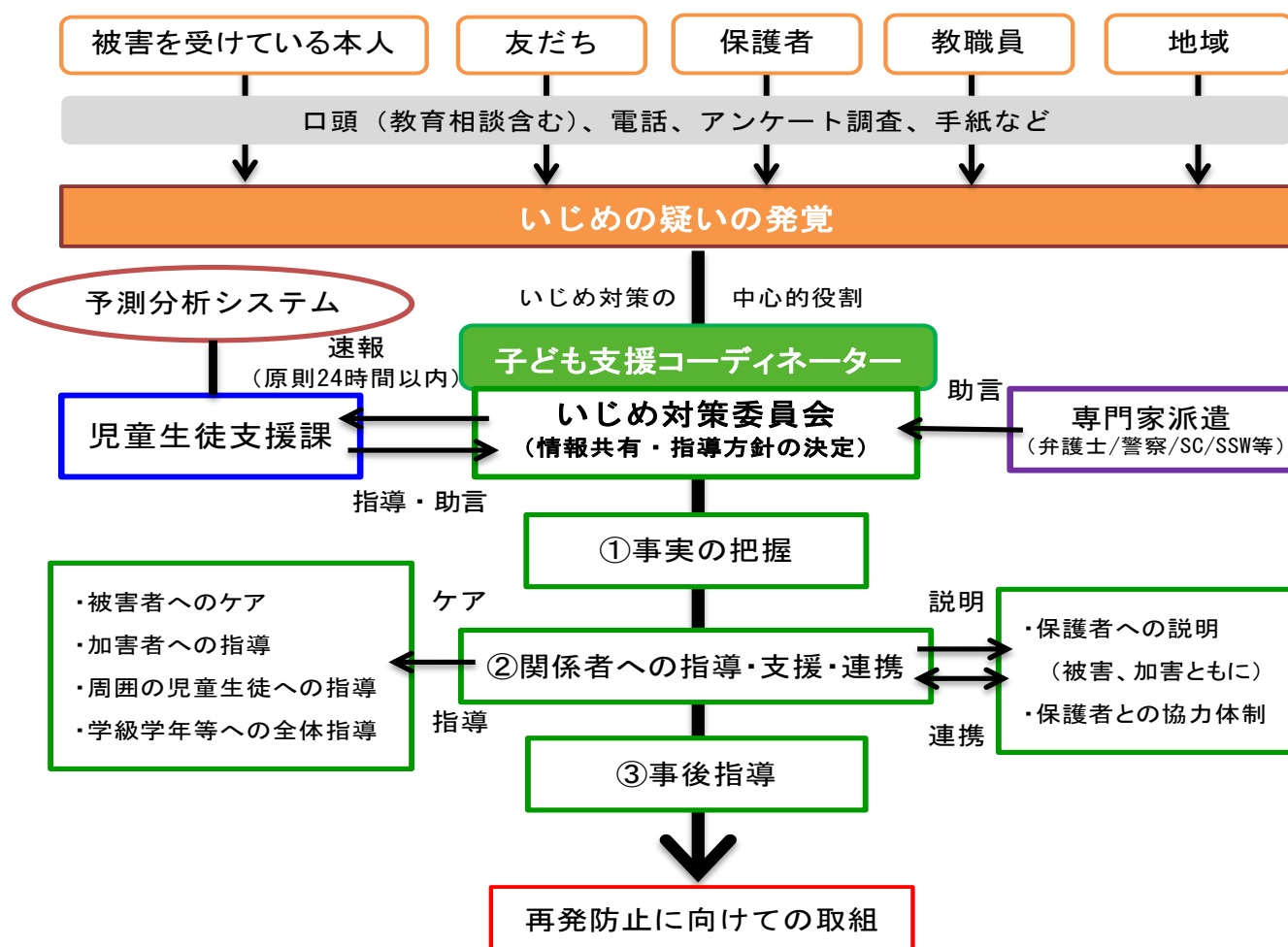
(2) 構成員

- ア) 構成員は、管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、SSR、教務、学年主任または学年生徒指導担当教員、該当生徒担任、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。
- イ) 個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。
- ウ) 事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官OB）・教員経験者など外部専門家の参加を要請する。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめ防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、生徒支援部会、道徳・人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組む。

(4) いじめ事案対応フロー図



(5) 拡大いじめ対策委員会の設置

学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、保護者（i s t）代表、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者となります。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	◇職員会議<生徒理解> (①・②・③) ◇校園連絡会 (④)	
5	◇校園連絡会 (④)	
6	◇教育相談アンケート実施 (②・③) ◇1学期教育相談 (②・③) ◇いじめ防止啓発月間 (①・④) ・いじめ防止行動宣言の取組 ・ピンクシャツ運動等の取組 ◇福祉体験(人権)学習 (①・④) ◇拡大いじめ対策委員会【※兼学校運営協議会】 (④) ◇小中連絡会 (①・②・④) ◇校園連絡会 (④)	*いじめ防止啓発月間 生徒会を中心にした取組の実施
7	◇いじめ防止・命のポスター制作 (①・④) ◇インターネット等によるいじめ対策にかかる啓発講座・研修 (①・②) ◇保護者個別懇談会 (④) ◇校園連絡会 (④)	
8	◇保幼小中連携研修会 (④) ◇いじめ問題に関する小中合同研修会 (①・②・③・④) ◇校園連絡会 (④)	*小中合同研修会の内容については石山小学校と検討中
9	◇勤労・福祉体験「GO!5!ワーク石山」[全校] (①・④) ◇校園連絡会 (④)	
10	◇いじめに関するアンケート調査実施 (①) ◇石山フェスタに関する縦割り学習 (①) ◇石山フェスタ合唱コンクール[全校] (①・④) ◇いじめ防止啓発月間 (①・④) ・ピンクシャツ運動等の取り組み ◇校園連絡会 (④)	
11	◇教育相談アンケート実施 (②・③) ◇2学期教育相談 (②・③) ◇いじめ防止の標語の作成・掲示 (①) ◇スクールカウンセラーによる心理授業の実施 1年:アンガーマネジメント 2年:エゴグラム 3年:ストレスマネジメント ◇拡大いじめ対策委員会【※兼学校運営協議会】 (④) ◇校園連絡会 (④)	
12	◇人権週間の取り組み (①) ◇保護者個別懇談会 (④)	

	◇校園連絡会(④)	
1	◇校園連絡会(④)	
2	◇教育相談アンケート実施 ◇3学期教育相談(②・③) ◇拡大いじめ対策委員会【※兼学校運営協議会】(④) ◇小中連絡会(①・②・④) ◇校園連絡会(④)	
3	◇1年間の集約として次年度への引き継ぎ(①・②・③・④) ◇小中連絡会(①・②・④) ◇校園連絡会(④)	
年間 を通じて	◇月2回の朝のあいさつ運動(①・②) ◇定例いじめ対策委員会(①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④